

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(令4条例20・全改)

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)で使用する用語の例による。

(令4条例20・全改)

(開示請求に係る手数料)

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、熱海市手数料徴収条例(平成12年熱海市条例第5号)の規定にかかわらず、実費の範囲内において規則で定める額とする。

(令4条例20・全改)

(開示決定等の期限)

第4条 市の機関(議会を除く。以下同じ。)が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「15日以内」とし、同条中「60日以内」とあるのは「45日以内」と、「同条第1項」とあるのは「熱海市個人情報保護法施行条例(平成10年熱海市条例第3号)第4条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(令4条例20・全改)

(熱海市個人情報保護審査会の設置等)

第5条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、熱海市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、委員5人以内で組織する。

3 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(平21条例7・一部改正、平23条例4・旧第25条繰下・一部改正、平28条例5・一部改正、令4条例20・旧第47条繰上・一部改正)

(審査会の調査権限)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁(法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした市の機関をいう。以下同じ。)に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求められない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(平23条例4・追加、平28条例5・一部改正、令4条例20・旧第48条繰上・一部改正)

(提出資料の写しの送付等)

第7条 審査会は、第6条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該資料を提出した審査請求人、参加人又は諮問庁(以下「審査請求人等」という。)以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をするときは、当該送付に係る資料を提出した諮問庁の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(平23条例4・追加、平28条例5・一部改正、令4条例20・旧第50条繰上・一部改正)

(規則への委任)

第8条 前3条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平23条例4・追加、令4条例20・旧第53条繰上・一部改正)

(罰則)

第9条 第5条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
(平23条例4・全改・旧第32条繰下、平28条例5・一部改正、令4条例20・旧第60条繰上・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に実施機関が行っている個人情報の管理等及び電子計算組織による個人情報の処理については、この条例の規定により行った個人情報の管理等及び電子計算組織による個人情報の処理とみなす。

(熱海市電子計算組織の運営に関する条例の廃止)

3 熱海市電子計算組織の運営に関する条例(昭和56年熱海市条例第1号)は、廃止する。

附 則(平成12年条例第5号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第18号)

この条例は、平成14年8月5日から施行する。

附 則(平成17年条例第6号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年条例第26号)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成18年条例第30号)抄

1 この条例は、平成19年2月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成23年規則第19号で平成23年10月1日から施行)

(準備行為)

2 改正後の熱海市個人情報保護条例(以下「新条例」という。)第14条第1項の規定による個人情報ファイルの保有に係る通知及び新条例第15条の規定による個人情報ファイル簿の作成並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の前においても、新条例第3章の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に実施機関が保有している個人情報ファイル(改正後の熱海市個人情報保護条例(以下「新条例」という。)第14条第1項の個人情報ファイルをいう。)についての同項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「熱海市個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成23年熱海市条例第4号)の施行後遅滞なく」とする。

4 この条例の施行の際現にされている改正前の熱海市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第16条第1項の規定による個人情報の開示の請求は、新条例第16条の規定による保有個人情報の開示の請求とみなす。

5 この条例の施行の際現にされている旧条例第24条に規定する行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立ては、新条例第43条に規定する同法による不服申立てとみなす。

6 前2項に規定するもののほか、新条例の施行前に旧条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によってされたものとみなす。

7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(熱海市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

8 熱海市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年熱海市条例第6号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成27年条例第8号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第28号)

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第18条第7号オの改正規定 公布の日

(2) 第1条中第6条第4項の改正規定及び第11条の次に次の2条を加える改正規定(第11条の2第2項及び第11条の3に係る部分に限る。) 平成28年1月1日

(3) 第2条の規定 番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

附 則(平成28年条例第5号)抄

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた行政庁の処分その他の行為又は施行日前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成28年条例第16号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年条例第3号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日(令和5年4月1日)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の熱海市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第4条第2項及び第10条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に旧条例第16条第1項若しくは第2項、第30条第1項若しくは第2項、第37条第1項若しくは第2項又は第37条の2第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(熱海市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)
- 5 熱海市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年熱海市条例第6号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略